

これぞ究極のゼロ予算事業！

フランス消費法典 第1篇 第2章第1節 第10款

「パン屋という呼称及びパン屋の標示」

自分で選んだ原料・自分で捏ねた生地・自分で焼いたパン

その条件を満たす者のみブーランジュリ(Boulangerie)の看板を掲げられる

違反者 2年の禁固、若しくは37,500ユーロ(約500万円)の罰金

1998年5月25日制定